

岐阜県公報

第千九百五十九号
平成二十年六月二十七日

(金曜日)

目次

告示

有害興行の指定	(男女参画青少年課)	四五九
生活保護法に基づく介護扶助を担当させる機関の指定	(地域福祉国保課)	四九九
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出	(同)	四六〇
生活保護法に基づく指定介護機関の名称等変更の届出	(同)	四六〇
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	四六一
道路の供用開始	(道路維持課)	四六一
道路の区域変更	(同)	四六三
公 示		
平成十九年度個人情報情報の開示等の実施状況	(法務・情報公開課)	四六三
平成十九年度公文書公開の実施状況	(同)	四六五
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	四六五
指定自立支援医療機関の指定	(保健医療課)	四六六
指定自立支援医療機関の指定辞退	(同)	四六六
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等	(農地計画課)	四六六
県営土地改良事業の換地処分	(同)	四六六
土地改良事業の工事の完了	(同)	四六七
土地改良区の定款の変更認可	(西濃農林事務所)	四六七
土地改良区役員の退任	(可茂農林事務所)	四六七

告示

岐阜県告示第四百二十号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

1 禁煙興行

種別	場 所	場 所
映画	夜霧シンセローム	わいせつ田圃
映画	オービー映画	

2 禁煙中野田

平成20年6月27日

3 禁煙野田

著しく性的感傷を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所等の所在地

指定年月日

日本調剤株式会社

東京都千代田区丸の内一丸

居宅療養管理指導

日本調剤三輪薬局

揖斐郡揖斐川町三輪字中新田二四三八二

平成二〇・四・一

日本調剤株式会社

東京都千代田区丸の内一丸

介護予防居宅療養管理指導

日本調剤三輪薬局

揖斐郡揖斐川町三輪字中新田二四三八二

同

医療法人社団崇仁会

養老郡養老町船附字中代一三四四番地

訪問リハビリテーション

船戸クリニック訪問リハビリテーション

養老郡養老町船附字中代一三四四番地

同

医療法人社団崇仁会

養老郡養老町船附字中代一三四四番地

介護予防訪問リハビリテーション

船戸クリニック訪問リハビリテーション

養老郡養老町船附字中代一三四四番地

同

岐阜県告示第四百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨届

出があったので、同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古田

筆

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

社会福祉法人本巣市社会福祉協議会

本巣市下真桑二一九九

居宅介護支援事業

本巣市真正居宅介護支援センター

本巣市下真桑二一九九

平成二〇・三・三一

社会福祉法人本巣市社会福祉協議会

本巣市下真桑二一九九

居宅介護支援事業

本巣市本巣居宅介護支援センター

本巣市曾井中島一七〇六

同

岐阜県告示第四百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称等を変更

した旨届出があったので、同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古田

筆

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

社会福祉法人本巣市社会福祉協議会
本巣市下真桑二一九九
住宅介護
支援事業

新
本巣市居宅介護支援セ
ンター
旧
本巣市系貫居宅介護支
援センター

本巣市上保二二六一
平成二〇・四・一

岐阜県告示第四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市高根町中洞字カラ谷九三二の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町戸部字寺本二二八四、二二八八、二二八九、二二九二の一、二二九三から二二九五まで、二二九六の一、二二九六の二、二二九七から二三〇〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町羽根字岩屋七二一から七二七まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市宮川町山之山字洞九〇、九一、字山クゴ一三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字洞九〇(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年六月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日)
県道	岐阜環状線	岐阜市水海道二丁目一番二一 地先から 同市同 先まで	四・一〇	平成二〇・六・二七	平成一九・一〇・三〇

岐阜県告示第四百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年六月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域 決定又は 変更の 告示 年月日 ほか)
七富 宗加 線	路線名	美濃加茂市三和町川浦字造北 一八一九番一地先地内		五・〇	平成 二〇・六・二七	平成 一八・一〇・三

岐阜県告示第四百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年六月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域 決定又は 変更の 告示 年月日 ほか)
瑞浪 上矢 作線	路線名	恵那市山岡町下手向字大沼四 三九番一地先から 同 市 同 町 同 字 繁 広 二 七九番一地先まで		二四四・〇	平成 二〇・六・二七	平成 一八・一〇・三

岐阜県告示第四百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年六月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	号 百五十六	高山市莊川町牛丸字中垣 内一三二番地先から 同 市 同 町 同 字 同 三三六番九地先まで	前 後	六・〇 三・五	五八・〇	

公 示

平成十九年度個人情報の開示等の実施状況

岐阜県個人情報保護条例（平成十年岐阜県条例第二十一号）第二十九条の規定により平成十九年度における個人情報の開示等の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況 (単位：件)

個人情報総合窓口	現 地 機 関	計
開 示 請 求	50	66
訂 正 請 求	0	0
利 用 停 止 請 求	0	0
		116

2 開示請求の内訳

(単位：件)

実 施 機 関	件 数	実 施 機 関	件 数
知 事 直 轄	2	議 会	0
総 務 部	1	教 育 委 員 会	3
総 合 企 画 部	0	選 挙 管 理 委 員 会	0
環 境 生 活 部	0	人 事 委 員 会	0
健 康 福 祉 部	80	監 査 委 員 会	0
産 業 労 働 部	0	公 安 委 員 会	0
農 政 部	14	警 察 本 部 長 会	6
林 政 部	2	労 働 委 員 会	0
県 土 整 備 部	2	収 用 委 員 会	0
都 市 建 築 部	1	内水面漁場管理委員会	0
出 納 事 務 局	0		
振 興 局	5	小 計	9
小 計	107	合 計	116

3 決定等状況

開示請求

(単位：件)

区 分	開 示	部分開示	非開示 (不存在)	取 下 げ	計
件 数	83	16	15 (15)	2	116

4 不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立件数 前年度から の繰越	本年 度新発生	処 理 件 数				審 理 中
		全 部 認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	
0	0	0	0	0	0	0

5 個人情報取扱事務の登録状況

(単位：件)

実 施 機 関	件 数	実 施 機 関	件 数
知 事 直 轄	62	議 会	10
総 務 部	55	教 育 委 員 会	183
総 合 企 画 部	70	選 挙 管 理 委 員 会	29
環 境 生 活 部	281	人 事 委 員 会	12
健 康 福 祉 部	482	監 査 委 員 会	5
産 業 労 働 観 光 部	180	公 安 委 員 会	4
農 政 部	168	警 察 本 部 長 会	132
林 政 部	94	労 働 委 員 会	6
県 土 整 備 部	91	収 用 委 員 会	1
都 市 建 築 部	127	内水面漁場管理委員会	3
出 納 事 務 局	13	小 計	385

小	計	1,623	合	計	2,008
---	---	-------	---	---	-------

- (注) 1 1～3における件数は、平成19年度に実施機関が開示等の決定を行った件数(取下げがあったものを含む。)である。
 2 5における件数は、平成20年4月1日現在の件数である。

平成十九年度公文書公開の実施状況
 岐阜県情報公開条例(平成十二年岐阜県条例第五十六号)第二十条の施行により平成十九年度における公文書公開の実施状況を次のとおり公表する。
 平成二十六年四月二十七日 岐阜県長 田 田 謙

1 請求者別の状況 (単位：件)

区	分	件数
個	人	550
事業を営む個人及び法人その他団体		346
合	計	896

2 実施機関別の状況 (単位：件)

実施機関	件数	実施機関	件数
知事直轄	13	議	9
総務部	46	教育委員会	70
総合企画部	32	選挙管理委員会	43
環境生活部	51	人事委員会	2
健康福祉部	153	行政	
		監査委員	1

産業労働部	41	委員	公安委員会	0
農政部	17	警察本部長		52
林政部	65	労働委員会		0
県土整備部	160	収用委員会		3
都市建設部	53	内水面漁場管理委員会		0
出納事務局	1	小	計	180
振興局	84	合	計	896
小	計	716		

3 決定等状況 (単位：件)

区分	公開	部分公開	非公開(うち不存在)	取下げ	計
件数	531	273	57(45)	35	896

4 不服申立ての状況 (単位：件)

不服申立件数	処	理	件	数	審理中	
前年度からの繰越	本年発生	全部認容	一部認容	棄却	却下	取下げ
0	10	0	0	1	0	3
						6

- (注) 1 1～3における件数は、平成19年度に実施機関が公開・非公開の決定を行った件数(取下げがあったものを含む。)である。
 2 4における処理件数(取下げを除く。)は、岐阜県情報公開審査会において答申を行った件数である。

岐阜県情報公開法人の設立確認申請

岐阜県情報公開法(平成十年岐阜県条例第二十条第一項)の施行により岐阜県情報

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年六月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人いこい
- 三 代表者の氏名 伊藤 豊
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市瀬戸字中平五三六番地の二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地元中津川市とその近隣在住の高齢者に対してグループホーム等に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	指定期日
香川医院	各務原市小佐野町六八六一	脳神経外科・神経内科	精神通院	平成二〇・六一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	辞退年月日
トーカイ薬局揖斐南店	揖斐郡揖斐川町三輪中新田二四三八二	精神通院	平成二〇・三・三
イシイ薬局垂井店	不破郡垂井町東神田三一六一	精神通院	平成二〇・五・一六
ゆーあい薬局	中津川市加子川広久手一〇六一四	精神通院	平成二〇・五・三

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を羽島市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
桑原地区	羽島市役所	平成二〇・六・二七から七・二八まで

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業小坂地区坂下工区の換地処分を平成二十年五月七日にしたので、同法第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業	松 田 地 区	平成二〇・三・二一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
養 老 町 河 北 土 地 改 良 区	平成二〇・六・一八

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により

公示する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
木曾川右岸用水土地改良区 連合	平成二〇・六・三	理事	岸 達雄	美濃加茂市加茂野町加茂野一八番地

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区	平成二〇・六・三	理事	神 田 敬三	美濃加茂市下米田町則光 四一番地

平成二十年六月二十七日印刷
平成二十年六月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社